

「自己判定方式（写真判定方式）」について

本市では、内閣府からの通知に基づき、住家の被害が「一部損壊」（屋根や外壁の一部損壊など、家屋全体の10パーセント未満の損害が該当）の判定となり、自ら判定結果に合意できる場合に限り、自分で撮影した写真から判定を行う「自己判定方式（写真判定方式）」を実施しています。自己判定方式の場合、住家被害認定調査は行われません。

なお、提出された写真では被害判定ができない場合は、あらためて住家被害認定調査を行います。

【申請方法】 「罹災証明書交付申請書」の下段にある

被害の程度が「一部損壊（10%未満）」であることに同意します。

にチェック を入れてください。

【一部損壊の例】

- ・台風で屋根瓦が数枚破損し、一部に雨漏りがあった。
- ・台風で雨どいが破損した。
- ・大雨で床下浸水した。
- ・地震で外壁の一部に亀裂が生じた。

【必要なもの】

- 罹災証明書交付申請書
- 本人確認ができるもの（紛失している場合は、申請時に相談してください。）
- 損傷状況の分かる写真
※同居の親族でない方が申請する場合は、委任状が必要です。
※写真の返却はしません。普通紙へのカラー印刷も可能です。

<写真の撮りかた>

1. 表札を撮る・・・申請対象の家屋が分かるように表札を撮ってください。
2. 家屋の全体を撮る・・・家屋と被害箇所が分かるように少し引き目で撮ります。
出来れば全ての面（4面）を撮ってください。
3. 被害箇所を撮る・・・少し被害箇所に近づいて撮ります。